

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律 3年見直しに係るヒアリングご回答

2025年12月24日
一般社団法人Spring

はじめに

一般社団法人Springは、性暴力被害の当事者を中心に構成され、被害者の視点から制度・政策の改善を求めて活動してきた団体です。

このたび、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」の施行後3年の見直しにあたり、文部科学省においてヒアリングの機会を設けていただきましたことに、心より御礼申し上げます。

本法の施行は大きな前進である一方、実務の現場においては、被害の潜在化、通報の遅れ、不適切な内部処理、被害児童生徒への二次被害など、依然として深刻な課題が生じている状況が見受けられます。

本ヒアリング回答書は、こうした現場の実情を踏まえ、被害当事者団体の立場から、制度の実効性を高めるために必要と考える具体的な改善点を整理したものです。

児童生徒が教職員による性暴力の恐怖なく学ぶことができ、万一被害を受けた場合にも適切に保護・支援される環境が実現されるよう、本ヒアリングが建設的な議論につながることを期待しております。

1. 未然防止・早期発見に係る観点

(1)児童生徒性暴力の未然防止・早期発見のための制度整備

- ① 教職員による性暴力の実態把握と公表の制度化
 - ・被害が潜在化しやすい特性を踏まえ、学校内の児童生徒性暴力について、発生件数・対応状況・再発防止策を国が定期的に収集・分析・公表する制度を構築する。
 - ・自治体や学校による対応格差を是正するため、全国統一の報告・公表指針を整備する。
- ② 「加害行為の定義」の明確化と周知徹底
 - ・校長・教職員間で「どこからが性暴力か」の認識に大きな差がある。
 - ・膝に乗せる行為、不自然な身体接触、特定児童生徒への身体接触、SNS交換など、グルーミングの初期兆候を含めた具体的行為例を明示した国のガイドラインを作成し、研修必須項目とする。
 - ・東京都の「3ない運動プラス」¹は国の指針として全国に周知すべき。
- ③ 第三者機関による相談窓口の必置化と国の責任による予算措置
 - ・被害児童生徒が学校に相談しづらい構造を踏まえ、学校外の独立した第三者相談窓口を全ての地域で確保する。
 - ・指針(p.11)²では体制整備を求めており、予算措置がなければ地方公共団体は実装できない。
 - ・電話・SNS等も活用した相談体制について、国の責任で恒常的な財政措置を講ずることを明確にする。
- ④ 安全保護主任(DSL)および安全保護チーム³の必置化の検討
 - ・英国の「Designated Safeguarding Lead(DSL)」制度を参考に、学校に専門研修を受けた安全保護責任者を必置化する。

¹ 東京都教育委員会 令和5年度児童生徒性暴力の防止に向けた取組について p6

² 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針(令和4年3月18日文部科学大臣決定、令和5年7月13日改訂)

³ 第213回国会 衆議院 地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会 第19号 令和6年5月16日 日本大学文理学部教授 末富芳参考人発言より

わいせつ教員を徹底排除！DBSだけじゃない英国の子どもの安全保護(セーフガーディング)とは？(末富芳) Yahoo!ニュース



- ・DSLは校長と並ぶ安全保護責任者であり、児童生徒・保護者・教職員からの相談・通報の一次受理、初期リスク評価、外部機関への連携を司る。
- ・DSLのもとに男女複数の専門職で構成される安全保護チームを必置化し、性別問わず児童生徒が相談しやすい体制を整える。
- ・DSL・チーム専門職には高度研修を義務付けるとともに、責任の大きさに見合った待遇改善(手当付与)を国基準で整備する。

●配置の現実的な方針

- ・校長の監督下で、教頭・生徒指導主事・養護教諭等の中から1名を指名する方式。
- ・外部専門職(スクールカウンセラー・社会福祉士等)が常駐する学校では、これら専門職との共同担当(コーディネーター制)も可能とする。
- ・英国と異なり「資格制度」を作るのは時間を要するため、まずは国が研修を標準化し、研修修了をもって任用基準とするのが適合的である。

●安全保護責任者(SSL)の主な役割

- ・児童生徒・保護者・教職員からの性暴力・虐待・不適切行為の相談/通報の一次受理
- ・加害疑い教職員との接触回避措置の判断と即時実行
- ・外部機関(警察・児相・医療・支援センター等)との連携調整
- ・校内教職員への「境界線教育・性暴力予防研修」の推進
- ・再発防止策の策定と教育委員会への報告

※学校独自の判断で抱え込ませないための校内ハブ機能を担う。

●配置の考え方

- ・最低2名(男女各1名)を指名し、子どもが相談しやすい体制を確保。
- ・成員は生徒指導主事・養護教諭・スクールカウンセラーなどから構成する。
- ・小規模校では、近隣校・教育委員会の専門職との広域連携型チームも可能とする。

●役割

- ・相談の受理、初期評価、外部専門家への接続を複数名で対応
- ・児童生徒からの「男子・女子いずれも相談しづらい」問題の解消
- ・教職員の不適切行為の早期把握
- ・校長・教頭が不在の場合でも即応体制を確保

●国による標準研修の創設(免許更新制度の枠組みを活用)

- ・性暴力、虐待、グルーミング、境界線、SNSリスク等に関する高度研修を、国が一元的に作成し、各自治体で必修化する。
- ・更新制度廃止後の「新たな研修体系」(中央研修・自治体研修)を活用し、SSL・チームに対しては上位研修コース(高度研修)を設置。
- ・専門性が必要な役割のため、研修修了者には役職手当(国の財政措置を伴う)を付与。

(2)児童生徒向けアンケート・相談がしやすい体制の整備

①年1回以上の匿名アンケートの義務化

- ・自己申告の壁を踏まえ、発見手段として匿名アンケートを国として義務化する。
- ・質問項目は専門家監修の全国統一フォームとする。

②相談窓口の多様化と地域格差の是正

- ・チャット相談等、匿名性・即時性のある手段を国主導で整備する。
- ・地域間格差を是正するため、国が予算を措置し、全自治体で実施可能とする。
- ・国が学校版「チャット相談」の導入指針を示すことが重要である。

③「訴えやすさ」を基準とした周知方法の標準化(最重要)

- 児童生徒が性被害を申告するにあたっては、「誰に相談するとよいか」だけでなく、「相談した後に何が起こるのか分からぬこと」が、申告をためらわせる大きな要因となっている。

また、被害の申告を受けた児童生徒、保護者、教職員の側も、その後の対応の流れが分からぬことから不安を感じ、結果として被害を矮小化したり、学校内で抱え込んだりしてしまう傾向が見受けられる。

このため、相談窓口の存在を周知するだけでなく、**被害申告があった場合の基本方針**、初動対応、支援の流れを、平時から具体的に「見える形」で周知徹底することが不可欠である。

i 被害申告に対する基本方針の明確化と周知

児童生徒から被害申告があった場合には、「子どもの安心と安全を最優先とする」ことを国のガイドラインとして明示し、学校、教育委員会、保護者、児童生徒に対して周知徹底する必要がある。

あわせて、被害を申告した児童生徒に対しては、次の点を一貫して、明確に伝えることをガイドライン上で求めるべきである。

- ・「あなたは悪くない」「被害に遭ったことについて、あなたに責任は一切ない」ということ
- ・仮に加害行為が認定され、加害者に対して懲戒処分等が行われた場合であっても、それは被害児童生徒の申告によって起こるものではなく、加害者の行為にすべての責任があるということ
- ・処分が下されることは、被害児童生徒を守るために必要な措置であり、同時に、加害者にとっても行為の問題性を認識し、再発を防ぐための適切な対応であるということ

これらを丁寧に伝えることで、被害児童生徒が「自分が訴えたせいで誰かを罰してしまったのではないか」「自分が悪かったのではないか」といった罪悪感や自己責任感を抱かないよう、十分な心理的配慮を行うことを制度上明確に位置づける必要がある。

グルーミングの影響や、被害後の混乱の中では、被害児童生徒が強い罪悪感を抱きやすいため、「申告すると誰かが処分される」という恐怖が、申告をためらわせる大きな要因にもなっている。

国のガイドラインに「責任は被害者にない」「処分は加害者の責任で行われる」という明確な言語を入れることで、学校現場での対応のばらつきや不適切な言動を防ぐ効果がある。

ii 学校による初動対応の範囲をガイドラインで厳格に限定すること

被害を受けたと思われる児童生徒への二次被害や記憶の汚染を防ぎ、安全に聴取やケアを行うためには、専門的知識と高度で細心のスキルが求められる。

このため、学校側が行う被害確認は、国が定めるガイドラインおよび対応フローに基づく「最低限の確認事項」に限定し、それ以上の詳細な聴取や評価は、警察や専門機関に委ねる仕組みとすべきである。

iii 加害が疑われる教職員への直接接触の禁止と警察相談の義務化

被害申告を受けた直後に、学校側が加害が疑われる教職員へ直接聞き取りを行ったり、疑うそぶりを見せたりすることは、スマートフォン内の画像削除等の証拠隠滅や、被害児童生徒への威圧・口封じを招くおそれがある。

そのため、**加害が疑われる対象者への直接接触を禁止し、速やかに警察へ相談することを義務付けることを、対応フローとして明確に定める必要がある。**

iv 申告後の対応フローの可視化と平時からの周知義務化

すべての児童生徒、保護者、教職員に対し、性被害が申告された後、また加害が認定された後に、

- ・被害児童生徒にどのような支援・配慮が行われるのか
- ・加害者に対してどのような手続・対応が行われるのか

について、**具体的で分かりやすい対応フローを、掲示ポスターや配布チラシ等により、平時から周知することを学校に義務付ける必要がある。**

被害を受けた子どもにとって、「申告した後の見通しが分からぬ」とことは、申告を妨げる大きな心理的負担となっている。対応フローを事前に示すことで、安心して声を上げられる環境を整備することが重要である。

▼ 相談を受けた側の不安軽減と適切な初動行動の促進

被害者から相談を受けた児童生徒、保護者、教職員が、「この後どうすればよいのか分からない」という不安から、被害を矮小化したり、対応を先送りしたりしてしまうことを防ぐ必要がある。
そのため、申告を受けた際に取るべき具体的な初動行動(誰に、どの順で、何を伝えるか)を明示し、誰であっても適切な初動対応が取れる体制を構築することが不可欠である。

vi 周知方法の複線化と国による実施基準の整備

被害申告のしやすさを高めるためには、相談先や対応フローの周知を、一度きり・一箇所にとどめず、日常的に目に触れる形で複線的に行うことが不可欠である。

特に児童生徒は、教室掲示や配布物を十分に読まない場合も多く、また、性被害に関する情報は「必要なときにすぐに思い出せる」ことが重要である。

このため、周知は以下のように複数の接点を通じて重層的に行うべきである。

・トイレ内掲示

他者の目を気にせず情報にアクセスできる場所として、特に有効である。

・生徒手帳および一人一台端末への常時掲載

相談窓口、被害申告後の基本方針、対応フロー等を、いつでも確認できる状態とする。

・SNS 広告やデジタル媒体の活用(自治体単位)

児童生徒の利用実態に即した媒体を用い、学校外からも情報にアクセスできるようにする。

これらの周知については、学校や自治体の裁量に委ねるのではなく、国として実施基準を明確に整備する必要がある。

また、掲示・掲載内容についても、単に「相談先の連絡先」を示すだけでなく、

・被害申告があった場合の基本方針(子どもの安心・安全を最優先とすること)

・申告後のおおまかな対応フロー

・被害者に責任はなく、加害者に責任があること

といった申告を後押しするために不可欠な情報を含めることを、国の基準として明示すべきである。

(3)採用段階でのスクリーニングの高度化

① 教員採用時における処分歴データベース確認義務の周知徹底

教員採用にあたっては、児童生徒に対するわいせつ行為等により懲戒処分を受けた経歴の有無について、国が整備するデータベースを用いて確認することが法令上義務付けられている。

しかしながら、この確認義務が十分に周知・徹底されておらず、実際には確認が行われないまま採用が行われている事例も指摘されている。⁴

このため、

- ・ 教員採用時に、児童生徒へのわいせつ行為に関する処分歴を国のデータベースで確認する義務があること

- ・ 当該確認を行わないまま採用を行うことは、法令違反に該当すること

について、国として改めて明確に示し、教育委員会および学校設置者に対して周知徹底を図る必要がある。

あわせて、確認手続の具体的な方法や確認済みであることの記録・管理の在り方についても、国が統一的な指針を示すべきである。

② 性加害歴照会制度(日本版 DBS)の徹底活用

教職員を含む「子ども業務従事者」の採用においては、性加害歴照会制度(いわゆる日本版 DBS)を形式的な制度にとどめず、実効的に運用することが不可欠である。

具体的には、

- ・ 教職員採用時における性加害歴照会の実施を義務化すること
- ・ 照会の結果を踏まえた採用判断について、教育委員会が適切に責任を負う仕組みとすること

⁴ [児童・生徒への「わいせつ処分歴」、私学75%が教員採用時に国DBで確認せず…義務化「知らなかった」：読売新聞](#)

- 照会を実施した学校・自治体が、情報管理や採用判断を理由に不利益や過度な責任追及を受けることのないよう、照会情報の取扱い基準と責任範囲について国が整理することを明確に位置づける必要がある。

性加害歴照会は極めてセンシティブな個人情報を扱うため、実務上、学校・教育委員会がリスクに直面する可能性が高い。照会制度が「リスク回避のために使われない制度」とならないよう、照会を行うこと自体が適切な管理行為として評価される枠組みを構築すべきである。

※なお、照会制度の安全性と実効性を最大限に高める観点からは、犯歴情報を外部に開示せず、国の内部で前歴確認を完結させる登録制度(いわゆるホワイトリスト化)⁵への移行を検討することが有効である。照会対象の範囲と手続きを国が明確化し、学校・自治体には「適格であることのみ」を通知する方式とすることで、情報漏えい・誤照会等のリスクを制度的に排除しつつ、学校が安心して照会を実施できる体制を構築できる。

③ 初犯を防ぐ観点からの構造化面接の全国統一

児童生徒への性暴力については、一度でも発生すれば取り返しのつかない被害を生むという性質上、再犯防止のみならず、初犯をいかに防ぐかが極めて重要である。

処分歴や前歴の確認だけでは、過去に表面化していないリスクや、境界線意識の欠如を把握することはできない。

このため、採用段階において、

- 教員志望動機
- 子ども観・権力関係の理解
- 身体的・心理的境界線に対する認識

等を体系的に確認する構造化面接を、国基準として全国的に統一することが不可欠である。

構造化面接を通じて、「問題が起きてから排除する」のではなく、問題が起きる前にリスクを低減する仕組みとして、採用段階でのスクリーニングを位置づけるべきである。

(4) 現職教職員に対するセルフチェック・継続的監督

① 年次セルフチェックシートの義務化

・「境界線教育」「リスク察知」の観点から、教員自身が定期的に自己点検する仕組みを制度化。

② 管理職による年次面談の義務化

・「行動変容が見られる教員の早期発見」「生徒からの複数小規模相談の把握」等を目的とした管理職面談を制度化。

③ 「3ない運動プラス」を活用した未然防止基準の明確化

・東京都教育委員会では、「さわらない／送らない／二人きりにならない」に加え、児童生徒との交際関係は成立しないことを明示した「3ない運動プラス」を全校種に掲示し、初動対応訓練・第三者相談窓口と併せて運用している(東京都教育委員会資料、令和5年度)⁶

・国としても同様の行動基準をガイドライン化し、全教職員研修・管理職による面談・自己点検と連動させ、未然防止措置として徹底することが有効である。

④ 全教職員向けに、分かりやすい事例動画等を用いた研修の義務化

・当該研修は抽象的な倫理教育にとどめず、実際に問題となり得る具体的行為や境界線の逸脱を可視化し、教職員自身が「これは許されない行為である」と明確に理解できる内容とすることが重要。

⁵ 第213回国会 衆議院 地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会 第19号 令和6年5月16日 弁護士 寺町東子参考人発言より 日本版DBSに関する三者合同の要望書

⁶ 脚注1参照

⑤ 学校内での「同僚からの通報制度」への保護強化

教職員による児童生徒性暴力は、学校組織特有の閉鎖性や同僚間の上下関係、教員文化の同質性により、内部から発見・通報されにくい構造的課題がある。また、通報した教職員が「職場で孤立する」「評価が下がる」「管理職から圧力を受ける」といった不利益を被る懸念が現場に強く存在し、重大事案であっても通報がためらわれる実態が指摘されている。

- ・内部告発した教員が不利益を被らないよう、告発者保護規定を学校ガバナンスに明記する。
- ・児童生徒性暴力に係る申告・通報について「不利益取扱い禁止」を法律上の明文規定として新設し、申告・通報の萎縮を防ぐ必要がある。
- ・自治体の先行例として、山口県教育委員会は「教職員等公益通報制度」を整備し、教職員・元教職員による法令違反等の通報を内部窓口・外部窓口の双方で受理・対応する体制を構築している⁷。
- ・同制度では、通報対応業務従事者に対し厳格な守秘義務を課し、通報者が職務上知り得た情報を漏えいしないことを義務づけており、学校現場における通報者保護制度設計の有用な先行モデルとなる。
- ・同僚の教職員も安心して申告・通報できる環境を確保するため、申告・通報を理由とする不利益取扱い禁止の法文化通報者保護の制度設計(秘密保持・外部窓口等)の両面を国レベルで整備することが求められる

(5)教員養成・研修の抜本改正

日本の教員養成課程および現職教員研修には、「教員自身が加害者となる可能性」「権力関係」「境界線の理解」を前提とした教育が欠落している(教員が性暴力・虐待・搾取の加害者となることが想定されていない)⁸。

令和の学校環境では、教職員による性暴力・不適切行為の構造的リスクが顕在化しており、養成段階・現職段階の双方での体系的な教育改革が不可欠である。

① 養成課程への「性暴力・権力性・境界線教育」の必須化

- ・教職課程コアカリキュラムに、性暴力の構造、権力性、グルーミング、境界線の理解、教員が職務上持つ権力性への自覚を扱う科目を必須化する。
- ・海外では、教員の境界線教育(Boundary Training)および地位関係・権力濫用の防止教育が標準化されているが、日本では体系的に提供されておらず、若手教員ほど知識・意識の不足が顕著である。

② 現職教員研修に「性暴力防止」「YMY モデル」を必須化

- ・性的同意(Yes Means Yes型)、デジタル性暴力、SNS 接触、児童生徒との境界線、加害者の心理(グルーミング)などを扱う研修を全教職員に毎年度必修化する。
- ・初任者研修、10 年経験者研修など、国・自治体の研修体系に性暴力防止教育を中核的要素として正式に位置づける。
- ・性暴力の特性上、研修は「知識伝達型」だけでなく、ロールプレイ・事例対応・倫理判断などの実践型とする。

③ 「加害防止プログラム」を学校公式教育として導入

- ・多くの性暴力防止教育が依然として「被害予防」に偏り、被害者責任論を助長する問題が指摘されている。
- ・加害をしない／権力性を認識するための加害防止教育(Perpetration Prevention)を正式に学校教育へ導入する必要がある。
- ・特に男子生徒への加害防止教育は国際的に必須となっており(性暴力加害者の 9 割超が男性)、日本でも体系化が急務である。

⁷ [山口県教育委員会教職員等公益通報制度 - 山口県ホームページ](#)

⁸ [第 213 回国会 衆議院 地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会 第 19 号 令和 6 年 5 月 16 日 | 東京学芸大学名誉教授 渡邊正樹参考人発言より](#)

(6)生命(いのち)の安全教育／性的同意教育の全国必修化

日本では現在、性暴力・性加害防止教育が、自治体や学校の裁量に委ねられ、地域格差・学校格差が極めて大きい。また、「被害予防教育」だけを実施し、「加害してはいけない」「同意とは何か」を教えないケースが散見される。

これを是正し、国として統一的・科学的な安全教育体系を整備する必要がある。

① 生命(いのち)の安全教育の全国義務化

- 内閣府・文科省の協力により推進が始まった「いのちの安全教育」を、自治体任せではなく国策として全国一律に義務化する。
- 特に「性暴力・デジタル性暴力・SNS 接触リスク」の領域を公式カリキュラムとして整備し、発達段階に応じた教材・指導案を全国配布する。

② 性的同意教育(YMY モデル)を公式カリキュラムに位置づけ

- 「自発的にイエスと言っているときだけ同意がある(Yes Means Yes)」を基礎とする国際標準の性的同意教育を国として正式導入する。
- 現行の「性に関する指導」の枠組みでは不十分であるため、健康教育・道徳・特別活動・情報教育と連携した横断的な構成を検討する。

③ 被害者責任論につながる「被害予防教育の単独実施」を禁止

- 「危険な場所に行かない」「服装に注意して」など、被害者側に行動制限を求める教育は、国際的には推奨されていない。
- 被害者責任論を助長する単独の被害予防教育を禁止し、「加害をしない教育」「権力性理解」「境界線尊重」「YES が必要である理解」を中心に据えた体系に改める必要がある。

(7)死角の把握・除去と可視化環境の確保に向けた校内環境整備

児童生徒性暴力は、校内の構造的な死角や密室化しやすい空間で発生・潜在化しやすい傾向があるため、学校・教育委員会は「死角をなくす」ことを明確な原則として位置づけ、継続的に環境点検・改善を行う必要がある。こども性暴力防止法の施行準備検討会においても、防犯カメラの活用が抑止・早期発見・事実確認に有効との評価が示されており⁹、プライバシー保護を前提としつつ、可視性を高める環境整備を国指針として具体化すべきである。

環境整備の具体例として、以下の措置を制度化することが望ましい。

- 廊下・準備室・特別教室・倉庫・階段踊り場など、教職員と児童生徒が二人きりになり得る死角の定期点検と改善
- 教室および準備室の採光窓や内部窓の設置等、教職員の活動領域の「可視化」
- 個別指導・部活動指導・放課後指導など、密室化しやすい活動に関する統一ルールの明文化(扉の開放、複数名での対応など)
- 必要に応じて、防犯カメラの設置を検討し、プライバシーに配慮した上で、抑止・事案後の事実確認に活用できる運用基準を国が示すこと
- 年1回以上、校内配置図に基づく「死角マッピング」を行い、改善状況を教育委員会へ報告する仕組みを構築すること
- これらは、児童生徒が安心して過ごせる校内環境を整えるために不可欠であり、東京都の「3ない運動プラス」と同様に、行動規範と環境整備を両輪で実施することで未然防止の実効性が高まる。

⁹ [防犯カメラ設置検討を推奨 こども性暴力防止法施行準備検討会、中間取りまとめ案を了承 - 福祉新聞 Web](#)

2. 事案発生時の対応に係る観点

(1) 通報・報告ルートの一本化と義務化

① 「迷ったら必ず通報」の原則確立と学校評価の転換

- ・児童生徒性暴力を認定したことで学校評価がマイナスにならないことを国が明確に示し、啓発する。
- ・「いじめ防止基本方針」(p23, 別添2 p10)と同様、評価されるのは「隠した学校」ではなく「発見し、迅速に共有した学校」であると明確化する¹⁰。
- ・管理職判断で揉み消される事案を防ぐ。
- ・通報履歴は自治体教育委員会が管理し、再発確認を可能にする。

② 刑法に至らない重大なセクハラ・不適切行為も、性暴力の前兆として必ず通報対象に含める

- ・重大なセクハラを「軽度の問題行為」とみなす扱いをやめ、児童生徒性暴力の前兆として扱う全国統一基準を設定する。
- ・不同意わいせつ・不同意性交等の刑法該当行為は懲戒免職となるのは当然であるが、その前段階である：

膝に乗せる

不自然な身体接触

特定児童生徒との過度な身体接触

SNS 交換など個人的関係形成

は、グルーミングの初期兆候として極めて危険であり、現在は「戒告程度」に扱われることが多い。

これらは、重大な性加害の前兆として必ず教育委員会に報告すべき事項であり、学校レベルで抱え込むことを制度として禁止する必要がある。

③ インセンティブ設計の転換

- ・迅速に教育委員会へ共有した場合、管理責任を問わない。
- ・「すみやかに教育委員会へ共有した場合は管理責任を問わない」ことを明文化し、逆に、報告を遅らせたり抱え込んだ場合には管理責任が生じる仕組みとする。
- ・「発見したことで学校評価は下がらない」「むしろ適切な対応を評価する」という方針を明示し、学校現場に周知徹底する。
- ・これにより、隠蔽が合理的であるかのような誤った文化を転換する。

④ 通報履歴は教育委員会が一元管理し、学校・管理職の隠蔽の余地を構造的に排除する。

- ・重大な兆候も含めた全通報を教育委員会が直接受け取り、再発防止と事案蓄積に活用する。
- ・学校管理職の裁量ではなく、制度として通報を「義務」化する。

⑤ 教育委員会・警察・児相等との連携プロトコルの全国統一

児童生徒性暴力への対応は、自治体間で極めて大きな格差が存在しており、学校や管理職の判断に過度に依存してしまう現状が続いている。学校が事案を内部で抱え込んだり、管理職の「様子を見る」「根拠が不十分」といった判断により通報が遅れたりすることで、重大事案の潜在化や二次被害が発生してきた事例も少なくない。こうした状況を改めるためには、虐待対応で機能している「学校—児童相談所—警察」の三者連携モデルを参照し、児童生徒性暴力に特化した全国統一プロトコル(標準手順)を国として整備する必要がある。

・通報・報告の基準を全国で統一

・学校・教育委員会・警察・児童相談所・医療機関・性暴力被害支援専門家の役割分担を明確化した連携ルートを標準化

・学校が行うべき対応を最小限に限定し、二次被害を防止する明確なガイドラインを整備

¹⁰ [いじめの防止等のための基本的な方針\(平成25年10月11日文部科学大臣決定\(最終改定 平成29年3月14日\)\)](#)

(2) 専門家関与の義務化

被害児童生徒が申告した際、学校が独自判断で抱え込みます、速やかに心理専門職、性暴力被害支援専門員(英国のC-ISVA等を参考)・医療機関・警察・児童相談所などの専門機関につなぐ体制を義務化する。

- ① 急性期の支援(医療、証拠保全、心理的安全の確保)が被害回復に直結するため、学校と外部専門機関との即時連携フロー(一次的判断は学校で行わない)を国の基準として整備する。
- ② 学校が独自に長時間聞き取りを行い、二次被害・記憶汚染・心理的悪化を招く事態を防止するため、学校による確認行為は最低限の項目に限定することを国が明確化する。
- ③ 被害児童生徒のPTSD、睡眠障害、不登校などの心理的影響に迅速に対応するため、臨床心理士、公認心理師、医療機関等へのアクセスを確保し、費用支援・同行支援を含む制度整備を行う。
- ④ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの緊急派遣を可能にする
- ⑤ 被害者支援弁護士制度を整備し、専門性が維持可能な報酬水準を国費で確保する。

(3)懲戒・事実確認の独立性の確保(公益性の明確化)

・教職員による性暴力事案では、加害教職員が児童生徒やその家族に対し長期的に関係性を形成し、心理操作(グルーミング)を行うことで、被害児童・保護者が加害教職員を擁護したり、被害申告を撤回しようとしたりするケースが少なくない。

・しかしながら、児童生徒性暴力に関する事実確認および懲戒処分は、個人間の感情や合意に委ねられるものではなく、公益的かつ法令上の要請である。

・被害者や保護者の意向に左右されず、第三者的かつ客観的な基準で進められる仕組みが不可欠。

- ① 懲戒手続の独立性を法令上明確化し、被害児童・保護者の意向に左右されない運用を義務づける。
- ② 事実確認は、学校内の教職員だけでなく、自治体・専門家等を含む第三者を必ず関与させる構造とする。
- ③ 撤回や不申告があっても、一定の客観資料(他の児童の証言・デジタル証拠・行動履歴等)がある場合は手続を継続する制度を整える。
- ④ グルーミングの影響を受けた被害児童・保護者に対する心理支援と説明支援を制度化する。

(4)被害者保護の強化

① 加害疑いの教職員への接触禁止措置の制度化、即時隔離措置の徹底

- ・現在、多くの学校では事案発覚後も同じ校内で勤務し続けるケースがある。
 - ・文科省指針(p.15)¹¹に基づき、疑わしい段階でも教職員と児童生徒の接触を回避するなど、生徒保護の観点から即時隔離措置(自宅待機等)の指針を徹底すべき。
 - ・自宅待機している教員への聞き取りは、児童生徒下校後に実施すること。
 - ・接触回避措置を怠った場合、二次被害の発生のみならず、対応の適否がガイドラインとの関係で問われ、結果として国家賠償上の問題が生じ得ることを、管理職を含めて十分に周知する必要がある。
- ※国家賠償法上、公務員(教職員・管理職)が注意義務(予見可能性および結果回避義務)に違反し、その結果として損害が生じた場合には、国または地方公共団体が賠償責任を負う。

実際、いじめ重大事態で学校の対応の在り方が問題とされ、精神的苦痛の拡大等を理由として、国または地方公共

¹¹ 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針(令和4年3月18日文部科学大臣決定、令和5年7月13日改訂)

団体に対する損害賠償請求が提起された例は確認されている¹²。

性被害事案においても、事後対応が不適切であった場合には、二次被害の発生や精神的被害の拡大を招き得ることから、対応の適否が国家賠償法上の責任との関係で問われ得る。

② 被害児童生徒の転校(被害者側が希望した場合)の支援・学びの継続支援の制度化

・加害教員が残る学校に在籍を続けるを得ない状況を防ぐ。

・保健室登校による孤立や、学校環境が PTSD の引き金となり転校を選ぶ被害者も多い。

被害児童生徒が転校を希望する場合には、教育委員会が手続や受入れ校の調整を速やかに支援し、心理的ケアや学習保障を適切に行う体制を整備する。また、情報共有は本人の明確な同意を前提とし、守秘義務を厳格に徹底する仕組みを制度化する。

・「いじめ防止基本方針」¹³(別添2 p9)や「生徒指導提要」¹⁴(p226)と同様に、校種をまたいでも途切れない支援を制度化する。

性被害後の PTSD 症状や心理的影響は外形的に把握しづらく、周囲から理解されにくいことが多い。また、学校の初動対応が不適切であった場合には、精神的負荷が増大し、不登校に至ることもある。したがって、個人情報保護に十分配慮しつつ、本人の同意を前提として、性暴力被害に理解のある専門職員間で必要な情報を適切に共有し、校種をまたいでも支援が途切れない仕組みを制度として整備する必要がある。

・オンライン学習支援の拡充も必要。

3. その他:国・自治体・学校に不足している取組に関する要望

(1) 全国的な教育現場ガバナンス改革

・教員性暴力の隠蔽を可能にする「閉鎖性」「校長裁量の広さ」「教委の不透明性」を構造的に是正する必要がある。

・監査機能を強化するため、外部有識者を含む第三者監査制度を創設すべき。

(2) 教職員への「性的同意教育・境界線教育」の必須化

・国際的には、教員が自らの境界線を認識する教育は必須となっている。

・教職員研修に「性的同意・境界線・権力性」の理解を必須化すべき。

(3) デジタル性暴力・オンライン領域への制度対応

・教職員の盗撮・児童への不適切 SNS 接触など、デジタル領域での性暴力が増加している。

・国家レベルでの規制と研修指針の整備が必要。

(4) 被害者支援団体、被害当事者団体との協働の制度化

・被害者支援団体、被害当事者団体との連携を国として枠組化し、教員研修・教材開発・実態把握・制度評価に参画できるようにする。

さいごに

児童生徒が教職員による性暴力の恐怖なく学べる環境を保障するためには、「被害の早期発見」「被害児童生徒が申告しやすい環境整備」「構造的に再発を防止できる制度整備」が不可欠である。

とりわけ、学校組織の閉鎖性や相談しづらさといった構造的要因に、国が正面から取り組む必要がある。

文部科学省におかれましては、これらの課題の重要性に鑑み、実効性ある制度改革と運用改善に向けたご検討を賜りますよう、切にお願い申し上げます。

¹² [学校の対応に「違法」判断、市に 55 万円の賠償命令 いじめ防止法「重大事態」めぐり他自治体への警鐘に | 東京すくすく](#)

¹³ [いじめの防止等のための基本的な方針\(平成 25 年 10 月 11 日文部科学大臣決定\(最終改定 平成 29 年 3 月 14 日\)\)](#)

¹⁴ [文部科学省『生徒指導提要』2022 年 12 月\(第 1.0.1 版\)](#)